

厚生労働省医政局指導課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る
医療体制について」(平成 24 年)より抜粋

脳卒中中の医療体制構築に係る指針

第1 脳卒中中の現状

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

2 各医療機能と連携

(1) 発症予防の機能【予防】

(2) 応急手当・病院前救護の機能【救護】

(3) 救急医療の機能【急性期】

(4) 身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する機能【回復期】

① 目標

- ・ 身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを実施すること
- ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 再発予防の治療(抗血小板療法、抗凝固療法等)、基礎疾患・危険因子の管理、及び抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること
- ・ 失語、高次脳機能障害(記憶障害、注意障害等)、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及びADLの向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること
- ・ 急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

- ・ リハビリテーションを専門とする病院又は診療所
- ・ 回復期リハビリテーション病棟を有する診療所

(5) 日常生活への復帰及び(日常生活の)維持のためのリハビリテーションを実施する機能【維持期】

① 目標

- ・生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、在宅等への復帰及び(日常生活の)継続を支援すること
- ・再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること

② 医療機関等に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応等が可能であること
- ・生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること
- ・介護支援専門員が、自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを調整すること
- ・回復期(あるいは急性期)の医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関等の例

- ・介護老人保健施設
- ・介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所

第3 構築の具体的な手順